

# 兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第12号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

人事委員会規則		ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	.....	1
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	.....	8
人事委員会告示		
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	.....	9

## 公布された法令のあらまし

- 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第5号）  
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）  
任命権者から、新たに職員を派遣する予定の団体がある旨報告があったこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 太田和成

### 兵庫県人事委員会規則第5号

#### 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第10条、第15条関係）

#### 行政職給料表初任給基準表

試験又は職種	学歴免許	初任給	
正規の試験	行政A（大卒程度）	大学卒 2級29号給	
	経験者	大学卒 2級41号給	
	資格免許職	大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
		短大卒	2級19号給
		高校専攻科卒	2級15号給
	高校卒	2級9号給	
行政B（高卒程度）	高校卒 2級9号給		

選考によって採用することができる職	大学卒	2級29号給
	短大3卒	2級25号給
	短大卒	2級19号給
	高校専攻科卒	2級15号給
	高校卒	2級9号給
獣医師	大学6卒	2級41号給
	大学卒	2級29号給
薬剤師	大学6卒	2級41号給
	大学卒	2級29号給

備考 学歴免許が大学卒に該当する保健師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であるものについては、初任給の欄の号給を2級33号給とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験又は職種		職務の級	2級	3級	4級	5級	6級
		学歴免許					
正規の試験	行政A(大卒程度)・経験者	大学卒	0	3	4	4	2
	資格免許職	大学卒	0	3	4	4	2
		短大3卒	0	4	4	4	2
		短大卒	0	5.5	4	4	2
		高校専攻科卒	0	7	4	4	2
		高校卒	0	8	4	4	2
	行政B(高卒程度)	高校卒	0	8	4	4	2
選考によって採用することができる職	大学卒	0	3	4	4	2	
	短大3卒	0	4	4	4	2	
	短大卒	0	5.5	4	4	2	

	高校専攻科卒	0	7	4	4	2
	高校卒	0	8	4	4	2
獣医師	大学6卒	0	1	4	4	2
	大学卒	0	3	4	4	2
薬剤師	大学6卒	0	1	4	4	2
	大学卒	0	3	4	4	2

備考 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）附則第2項の規定に基づく試験に合格した衛生検査技師で、その免許取得前に診療エックス線業務又は衛生検査に関する経歴を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第10条、第15条関係）

行政職給料表初任給基準表

試験又は職種		学歴免許	初任給
正規の試験	行政A（大卒程度）	大学卒	2級29号給
	経験者A	大学卒	3級29号給
	経験者B	大学卒	2級41号給
	資格免許職	大学卒	2級29号給
		短大3卒	2級25号給
		短大卒	2級19号給
		高校専攻科卒	2級15号給
		高校卒	2級9号給
行政B（高卒程度）	高校卒	2級9号給	
選考によって採用することができる職	大学卒	2級29号給	
	短大3卒	2級25号給	
	短大卒	2級19号給	
	高校専攻科卒	2級15号給	
	高校卒	2級9号給	

獣医師	大学6卒	2級41号給
	大学卒	2級29号給
薬剤師	大学6卒	2級41号給
	大学卒	2級29号給

備考 学歴免許が大学卒に該当する保健師のうち、准看護師の業務に従事した経験が3年以上であるものについては、初任給の欄の号給を2級33号給とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第7条、第8条、第10条、第12条、第17条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験又は職種		職務の級	2級	3級	4級	5級	6級	
		学歴免許						
正規の試験	行政A(大卒程度)・経験者A・経験者B	大学卒	0	3	4	4	2	
	資格免許職	大学卒	0	3	4	4	2	
		短大3卒	0	4	4	4	2	
		短大卒	0	6	5.5	4	4	2
		高校専攻科卒	0	7	7	4	4	2
		高校卒	0	8	8	4	4	2
	行政B(高卒程度)	高校卒	0	8	8	4	4	2
選考によって採用することができる職	大学卒	0	3	3	4	4	2	
	短大3卒	0	4	4	4	4	2	
	短大卒	0	6	5.5	4	4	2	
	高校専攻科卒	0	7	7	4	4	2	
	高校卒	0	8	8	4	4	2	

獣医師	大学6卒	0	1	4	4	2
	大学卒	0	3	7	11	13
薬剤師	大学6卒	0	1	4	4	2
	大学卒	0	3	7	11	13

備考 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法附則第7項の規定に基づく試験に合格した診療エックス線技師又は臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）附則第2項の規定に基づく試験に合格した衛生検査技師で、その免許取得前に診療エックス線業務又は衛生検査に関する経歴を有している者については、その年数の8割以下の年数を経験年数とすることができる。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日」に改め、「あつては、」の右に「同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする」を加える。

第11条第1項中「の翌日を起算日とする4週間後の日」を「を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日」に改め、「あつては、」の右に「勤務することを命じた休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じた休日を起算日とする」を加える。

（職員の子育て支援に関する規則の一部改正）

第4条 職員の子育て支援に関する規則（平成21年兵庫県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1年」を「3年」に改め、「とし、同項第4号の人事委員会規則で定める特別休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第1項第8号に掲げる特別休暇」を削る。

附則第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の右に「（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）」を加える。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年兵庫県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第8項及び附則第9項中「第10項」を「第11項」に改め、附則第9項を附則第16項とし、附則第8項を附則第15項とする。

附則第7項中「第4項」を「第9項」に、「第5項」を「第10項」に、「第9項」を「第10項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第6項中「第4項」を「第9項」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項を附則第13項とし、同項の前に次の2項を加える。

11 前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する職員（附則第9項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）のうち、平成18年切替日から切替日の前日までの間、引き続いて平成18年改正条例附則による給料、平成20年改正条例附則による給料、平成21年改正条例附則による給料、平成22年改正条例附則による給料又は平成23年改正条例附則による給料を支給される職員であつたものには、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(i) その者が該当することとなった附則第9項各号の区分に応じ当該各号に定める額（複数事由該当職

員にあっては前項に規定する人事委員会の定める額)

(2) 前号に定める額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の4分の1に相当する(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

ア 第1号に定める額を(7)で除して得た数(その数に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)に(イ)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

(7) 平成18年切替日の前日にその者が受けていた給料月額(平成18年切替日以降に平成18年改正規則附則第20項各号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、その者が該当することとなった同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(同項に規定する特定職員にあっては平成18年改正規則附則第21項に規定する人事委員会の定める額))

(4) 平成20年切替日の前日にその者が受けていた給料月額(平成20年切替日以降に平成20年改正規則附則第15項各号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、その者が該当することとなった同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(同項に規定する特定職員にあっては平成20年改正規則附則第16項に規定する人事委員会の定める額))

イ その者が該当することとなった附則第9項各号の区分に応じ当該各号に定める額(平成23年改正条例附則による給料を除く。)(複数事由該当職員にあっては人事委員会の定める額)

ウ その者の受ける給料月額

12 附則第9項及び第10項の規定にかかわらず、当該各項に規定する職員(附則第9項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)のうち、その者が平成18年切替日の前日に平成18年改正規則附則第18項第7号に規定する人事交流等職員となったものとした場合に、平成18年切替日から切替日の前日までの間、引き続き平成18年改正条例附則による給料、平成20年改正条例附則による給料、平成21年改正条例附則による給料、平成22年改正条例附則による給料又は平成23年改正条例附則による給料を支給される職員であったものとなるものには、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) その者が該当することとなった附則第9項各号の区分に応じ当該各号に定める額(複数事由該当職員にあっては附則第10項に規定する人事委員会の定める額)

(2) 前号に定める額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の4分の1に相当する額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

ア 第1号に定める額を(7)で除して得た数(その数に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)に(イ)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

(7) その者が平成18年切替日の前日に平成18年改正規則附則第18項第7号に規定する人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 平成20年切替日の前日においてその者の受けていた給料月額(平成20年切替日以降に平成20年改正規則附則第13項第6号に規定する人事交流職員となった者にあっては、その者が平成20年切替日の前日に同号に規定する人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額)

イ その者が該当することとなった附則第9項各号の区分に応じ当該各号に定める額(平成23年改正条例附則による給料を除く。)(複数事由該当職員にあっては人事委員会の定める額)

ウ その者の受ける給料月額

附則第5項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第4項中「次項」を「次項から附則第12項まで」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項第1号中「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第43号)附則第5項から第7項までの規定により給料として支給される額(以下「平成23年改正条例附則による給料」という。))」を「平成23年改正条例附則による給料」に改め、同項を附則第9項とし、同項の前に次の4項を加える。

5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、前項第1号に該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第43号)附則第5項から第7項までの規定により給料として支給される額(以下「平成23年改正条例附則による給料」という。))を含む。)に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、平成18年切替日から切替日の前日までの間、引き続き職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第10号)附則第8項か

ら第10項までの規定による給料（以下「平成18年改正条例附則による給料」という。）、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料（以下「平成20年改正条例附則による給料」という。）、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第42号）附則第4項から第6項までの規定による給料（以下「平成21年改正条例附則による給料」という。）、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号）附則第4項から第6項までの規定による給料（以下「平成22年改正条例附則による給料」という。）又は平成23年改正条例附則による給料を支給される職員であったものには、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

- (1) 切替日の前日において受けていた給料月額（平成23年改正条例附則による給料を含む。）
- (2) 前号に定める額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の4分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）

ア 第1号に定める額を(ア)で除して得た数(その数に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)に(イ)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

- (イ) その者が該当することとなった平成18年改正規則附則第20項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（同項に定める特定職員にあっては平成18年改正規則附則第21項に規定する人事委員会の定める額）

- (イ) 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第2号。以下「平成20年改正規則」という。）の施行の日（以下「平成20年切替日」という。）の前日においてその者の受けていた給料月額（平成20年切替日以降に平成20年改正規則附則第15項各号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、その者が該当することとなった同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（同項に規定する特定職員にあっては平成20年改正規則附則第16項に規定する人事委員会の定める額））

イ 切替日の前日においてその者の受けていた給料月額

ウ その者の受ける給料月額

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第4項第2号に該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成23年改正条例附則による給料を含む。）に達しないこととなる職員には、その差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

- 8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、その者が平成18年切替日の前日に平成18年改正規則第18項第7号に規定する人事交流等職員となったものとした場合に、平成18年切替日から切替日の前日までの間、引き続いて平成18年改正条例附則による給料、平成20年改正条例附則による給料、平成21年改正条例附則による給料、平成22年改正条例附則による給料又は平成23年改正条例附則による給料を支給される職員であったものとなる場合には、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

- (1) 切替日の前日において受けていた給料月額（平成23年改正条例附則による給料を含む。）
- (2) 前号に定める額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の4分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）

ア 第1号に定める額を(ア)で除して得た数(その数に小数点以下3位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)に(イ)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)

- (イ) その者が平成18年切替日の前日に平成18年改正規則附則第18項第7号に規定する人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (イ) 平成20年切替日の前日においてその者の受けていた給料月額（平成20年切替日以降に平成20年改正規則附則第13項第6号に定める人事交流職員となった者にあっては、その者が平成20年切替日の前日に同号に定める人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額）

イ 切替日の前日においてその者の受けていた給料月額

ウ その者の受ける給料月額

附則第3項中「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号。以下「改正条例」という。）」を「改正条例」に改め、第6号を第8号とし、第1号から第5号までを2号ずつ繰り

下げ、第3号の前に次の2号を加え、同項を附則第4項とする。

- (1) 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第3号。以下「平成18年改正規則」という。）の施行の日（以下「平成18年切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、平成18年切替日以降に平成18年改正規則附則第20項各号に掲げる場合に該当することとなった職員（第3号から第8号までに掲げる職員を除く。）
- (2) 平成18年切替日以降に平成18年改正規則附則第18項第7号に規定する人事交流等職員に該当することとなった職員（第3号から第8号までに掲げる職員を除く。）

附則第2項の前の見出しを削り、同項中「第9項」を「第16項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

（給料に関する経過措置）

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第43号。以下「改正条例」という。）附則第9項第2号アに規定する現給保障基準額を平成18年3月31日においてその者の受けていた給料月額で除して得た数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、同号の規定による額又は同号アの規定による額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。



公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県人事委員会  
委員長 太田和成

**兵庫県人事委員会規則第6号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項中第32号を第33号とし、第5号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 一般財団法人地域活性化センター

別表第1条例第2条第1項第2号の項及び条例第2条第1項第3号の項を次のように改める。

条例第2条第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般財団法人神戸観光局</li> <li>(2) 公益財団法人国際エメックスセンター</li> <li>(3) 一般財団法人兵庫県学校厚生会</li> <li>(4) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会</li> <li>(5) 一般財団法人兵庫県職員互助会</li> <li>(6) 公益財団法人兵庫丹波の森協会</li> <li>(7) 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会</li> <li>(8) 公益社団法人兵庫県看護協会</li> <li>(9) 一般社団法人兵庫県計量協会</li> <li>(10) 公益社団法人兵庫県物産協会</li> <li>(11) 公益社団法人ひょうごツーリズム協会</li> <li>(12) 社会医療法人製鉄記念広畑病院</li> <li>(13) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会</li> <li>(14) 兵庫県農業共済組合連合会</li> </ul>
条例第2条第1項第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般財団法人自治体国際化協会</li> <li>(2) 一般財団法人ダム技術センター</li> </ul>



- (3) 公益財団法人地球環境戦略研究機関
- (4) 一般財団法人都市防災研究所
- (5) 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会
- (6) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会
- (7) 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (8) 一般社団法人地方税電子化協議会
- (9) 社会福祉法人恩賜財団済生会
- (10) 日本赤十字社
- (11) 国立研究開発法人理化学研究所

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。  
別紙様式第9及び別紙様式第10を次のように改める。

別紙様式第9（第13条の2関係）

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

様	所 属 所 名		職員コード		㊦
	職名		氏 名		

条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>  
 1 新たに職員となった  
 2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある  
 3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

扶養親族 の 氏 名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意  
 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（身体又は精神に著しい障害のある者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。  
 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。  
 3 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

確認権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職名 氏名 ㊦	取扱者				
	認 印				



2 扶養親族の認定 (裏)

支給開始(終了)・支給額 改定時期	認定扶養親族 (子以外)	認定扶養親族 (子)	うち加算措置対象	認定等の事由	確認権者の認定(確認)欄	
					認定(確認) 年 月 日	職名 氏名 印
	(人)	(人)	(人)			

3 備考

<記入上の注意>

「備考」欄は、扶養親族の認定上、特に必要な事項を記入する。

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第8及び別紙様式第9を次のように改める。

別紙様式第8(第13条の2関係)

扶 養 親 族 届

			年 月 日提出
様	所 属 所 名		職員コード 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
	職名		

条例第18条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族 の 氏 名	続柄	生年月日	同居 の別 別居	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(身体又は精神に著しい障害のある者として届出する場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 3 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参 考<上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

確認権者記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 職名 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	取扱者 認 印				
--	------------	--	--	--	--



2 扶養親族の認定 (裏)

支給開始(終了)・支給額 改定時期	認定扶養親族 (子以外)	認定扶養親族 (子)	うち加算措置対象	認定等の事由	確認権者の認定(確認)欄	
					認定(確認) 年 月 日	職名 氏名 印
	(人)	(人)	(人)			

3 備考

<記入上の注意>

「備考」欄は、扶養親族の認定上、特に必要な事項を記入する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項(4)ア中「同条第25項」を「同条第27項」に、「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同項(4)カ中「介護老人保健施設」の次に「及び同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

(公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程の一部改正)

第4条 公益法人等への職員の派遣等に関する実施規程（平成14年兵庫県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

派遣先団体への職員派遣状況等報告書

(番号)  
年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

(任命権者名)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第8条の規定により、次のとおり職員派遣の状況等を報告します。

番号	派遣先団体の名称	氏名	派遣時の状況			派遣先団体における職員の状況 地位又は職務の内容	備考
			所属・職	給料表	級		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

記入上の注意

- 1 派遣先団体に派遣される職員について記入し、併せて取決めを添付すること。
- 2 「派遣時の状況」中「給料表」欄には、「行政職」のように記入すること。
- 3 「派遣先団体における職員の状況」中「地位又は職務の内容」欄には、職名を有する者については「〇〇所長」等と記入し、それ以外の者については主たる業務内容を略記すること。

様式第2号（第2条関係）

派遣先団体からの派遣職員の復帰後の状況報告書

(番号)  
年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

(任命権者名)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第8条の規定により、次のとおり派遣職員の復帰後の状況等を報告します。

番号	派遣先団体の名称	氏名	派遣時の状況			派遣先団体における 地位又は職務内容	職務復帰後の状況			備考
			所属・職	給料表	級		職務復帰時の職	異動後の所属・職	給与上の処遇	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

記入上の注意

- 1 派遣先団体から職務に復帰した職員について記入すること。
- 2 「派遣時の状況」中「給料表」欄には、「行政職」のように記入すること。
- 3 「派遣先団体における地位又は職務内容」欄には、職名を有する者については「〇〇所長」等と記入し、それ以外の者については主たる業務内容を略記すること。



- 4 「職務復帰後の状況」中「異動後の所属・職」欄には、職務復帰後に所属・職等に異動があった場合、異動後の所属・職及び異動年月日を記入すること。
- 5 「職務復帰後の状況」中「給与上の処遇」欄には、職務復帰時に他の職員との均衡を著しく失するものとして、人事委員会の承認を得て号級の調整を行った場合は「規則第3条第2項」と記入すること。

様式第3号（第2条関係）

特定法人への退職派遣状況等報告書

(番号)  
年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

(任命権者名)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第8条の規定により、次のとおり退職派遣の状況等を報告します。

番号	特定法人の名称	氏名	退職時の状況			特定法人における職員の状況 地位又は職務の内容	備考
			所属・職	給料表	級		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

記入上の注意

- 1 退職派遣者となる者について記入し、併せて取決めに添付すること。
- 2 「退職時の状況」中「給料表」欄には、「行政職」のように記入すること。
- 3 「特定法人における職員の状況」中「地位又は職務の内容」欄には、職名を有する者については「〇〇所長」等と記入し、それ以外の者については主たる業務内容を略記すること。

様式第4号（第2条関係）

特定法人への退職派遣者の採用後の状況報告書

(番号)  
年 月 日

兵庫県人事委員会委員長 様

(任命権者名)

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則第8条の規定により、次のとおり退職派遣者の採用後の状況等を報告します。

番号	特定法人の名称	氏名	退職時の状況			特定法人における 地位又は職務内容	採用後の状況			備考
			所属・職	給料表	級		採用時の職	異動後の所属・職	給与上の処遇	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

記入上の注意

- 1 退職派遣者から採用された職員について記入すること。
- 2 「退職時の状況」中「給料表」欄には、「行政職」のように記入すること。
- 3 「特定法人における地位又は職務内容」欄には、職名を有する者については「〇〇所長」等と記入し、それ以外の者については主たる業務内容を略記すること。
- 4 「採用後の状況」中「異動後の所属・職」欄には、採用後に所属・職等に異動があった場合、異動後の所属・職及び異動年月日を記入すること。
- 5 「採用後の状況」中「給与上の処遇」欄には、職務復帰時に他の職員との均衡を著しく失するものとして、人事委員会の承認を得て号級の調整を行った場合は「規則第5条第2項」と記入すること。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。